

調布市特別支援教育推進計画 (素案)

～すべての学校，すべての学級で推進する特別支援教育～

平成31年～34年度

調布市教育委員会
平成31年3月

調布市特別支援教育推進計画の策定にあたって

調布市教育委員会

教育長 大和田 正治

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にできる教育の実現」を目指し、調布市における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「調布市特別支援教育全体計画」を平成25年に、「調布市特別支援教育全体計画【改定版】」を平成28年に策定し、調布市の特別支援教育を計画的に推進してきました。

一方で、「障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備や、「東京都発達障害教育推進計画」及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定、新学習指導要領の告示等、教育や障害のある子ども等を取り巻く状況も変化しています。

この度、調布市特別支援教育全体計画及び調布市特別支援教育全体計画【改定版】による6年間の実践を踏まえた新たな課題と、近年の国、東京都の動向、調布市民のニーズに的確に応えるために、調布市基本計画、調布市教育プランを踏まえ、「調布市特別支援教育推進計画」を策定することになりました。特別支援教育は、子ども一人一人の個性を尊重し、求められているそれぞれのニーズに対応する教育であると捉え、学校と関係機関等との連携を図りながら、組織横断的・包括的に取り組むことが重要であると考えています。

最後になりますが、調布市の学校教育に関わるすべての皆様に、調布市特別支援教育推進計画の内容について御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

目次

調布市特別支援教育推進計画の策定にあたって

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定の背景と調布市特別支援教育推進計画の 基本理念及び方向性 | 1 |
| 1 調布市の特別支援教育に係るこれまでの取組状況等と 今後の課題 | 2 |
| 2 国，東京都の動向とこれらを踏まえた計画の必要性 | 11 |
| 3 調布市特別支援教育推進計画における特別支援教育の 基本理念と施策の方向性 | 17 |
| 4 調布市特別支援教育推進計画の施策体系図 | 20 |
| 第2章 計画の主な取組 | 21 |
| 方向性1 小・中学校における特別支援教育の充実 | |
| (1) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・ 生徒の指導の充実 | |
| (2) 知的障害学級における指導の充実 | |
| (3) 校内通級教室における指導の充実 | |
| (4) 言語障害通級指導学級，難聴通級指導学級における 指導の充実 | |
| (5) 特別支援学校在籍を含む，調布市内すべての公立学校の 児童・生徒に対する教育の充実 | |
| 方向性2 特別支援教育を推進する体制の整備・充実 | 38 |
| (1) 教職員の専門性の向上 | |
| (2) 就学相談機能の整備・充実 | |
| (3) 児童・生徒の社会的自立を目指した支援の整備 | |
| 方向性3 保護者等，地域及び関係機関との連携の充実 | 46 |
| (1) 保護者等や地域への特別支援教育の理解推進 | |
| (2) 学校等及び関係機関との連携の充実 | |
| 第3章 資料 | 53 |
| 【資料1】 校内通級教室，言語障害・難聴通級指導学級， 知的障害学級の利用者・在籍者数の年度別推移 | |
| 【資料2】 児童・生徒の在籍状況 | |
| 【資料3】 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする 児童・生徒の個別の教育支援計画及び個別指導 計画の作成率 | |

第1章

計画策定の背景と
調布市特別支援教育推進計画の
基本理念及び方向性

1 調布市の特別支援教育に係る取組状況等と今後の課題

(1) 調布市の特別支援教育¹に係るこれまでの主な取組状況と成果

調布市教育委員会は、特別支援教育に係る次の全体計画を策定してきました。

①「調布市特別支援教育全体計画」 (平成25年3月)

②「調布市特別支援教育全体計画【改定版】」(平成28年3月)

調布市教育委員会は、平成25年3月に策定した調布市特別支援教育全体計画に基づき、平成25年度から平成27年度までの3年間実施して、検証を行いました。

その後、検証による新たな課題と、調布市基本計画²(平成27年3月時点修正)、調布市教育プラン³(平成27年3月改定)及び国・都の動向との整合性を図るため、平成28年3月に調布市特別支援教育全体計画【改定版】を策定し、特別支援教育を計画的に推進してきました。

調布市特別支援教育全体計画【改定版】においては、次に示すように、IからIVの「4つの視点」による「15の取組」を進めました。

【視点I】特別支援教育の充実を図る環境の整備

取組1 特別支援学級(知的障害学級・特別支援教室拠点校)の計画整備

取組2 特別支援学級等の適正な教育課程の編成

取組3 交流及び共同学習の推進

取組4 教科用図書採択

取組5 特別支援教育における相談体制

¹ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。(文部科学省ホームページより)

調布市特別支援教育推進計画では、基本理念として、「一人一人の子どもの、それぞれのニーズに対応した教育」を「特別支援教育」としている。(18ページ)

² 調布市基本計画

調布市基本構想に掲げた将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」を具現化するための主な施策の体系や各施策における主要な事業の概要を示したもの。平成25年度にスタートした「調布市基本計画(平成25年度～平成30年度)」について、計画策定後の社会状況等の変化や計画の進捗状況などを踏まえ、平成27年3月に計画の時点修正を行った。平成31年度に向けて、平成30年度中に後期計画が策定される。

³ 調布市教育プラン

国や東京都の教育振興基本計画策定の動向を踏まえ、調布市の基本構想・基本計画と整合を図るなど、調布市の実情に即した市の教育振興基本計画として、平成22年3月に調布市教育委員会が策定した計画。平成27年3月に、平成30年度までの施策・主要事業について、教育プランの改定を行った。平成31年度に向けて、平成30年度中に次期教育プランが策定される。

【視点Ⅱ】 就学前から進学・就労までを見通した支援

- 取組 6 就学前からの支援をつなぐ就学支援シート等の活用
- 取組 7 個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成と活用
- 取組 8 公開授業や学級説明会の開催
- 取組 9 子どもの自立に向けたキャリア教育の充実

【視点Ⅲ】 教員等の指導力向上

- 取組 10 調布市特別支援教育専門家チーム（巡回相談員）による巡回相談の充実
- 取組 11 通常の学級における教員等の資質・能力の向上
- 取組 12 特別支援学級教員等の資質・能力の向上
- 取組 13 スクールサポーター、介助員及び特別支援教室専門員の資質・能力の向上

【視点Ⅳ】 児童・生徒一人一人の能力や可能性の伸長

- 取組 14 副籍制度の推進
- 取組 15 インクルーシブ教育システム構築モデル事業の活用

次ページ以降に、各取組の状況の概要をまとめました。

【調布市特別支援教育全体計画【改定版】（平成27年～30年度）の取組状況（概要）】

| 【視点Ⅰ】特別支援教育の充実を図る環境の整備 | |
|------------------------|---|
| 取組1 | <p>特別支援学級（知的障害学級・特別支援教室拠点校）の計画整備</p> <p>①巡回指導の体制づくり…特別支援学級設置校長会や特別支援教育推進委員会、特別支援学級担任連絡会で、体制づくりについて検討しました。</p> <p>②特別支援教室専門員の配置…小学校全20校に特別支援教室専門員を配置し、円滑な運営のために、職務内容を厳選し、教員との連携を図りました。</p> <p>③小学校特別支援教室拠点校設置の検討…平成30年度から拠点校を4校から8校に増設しました。</p> |
| 取組2 | <p>特別支援学級等の適正な教育課程の編成</p> <p>①特別支援学級の教育課程編成ガイドラインの策定…教育課程編成のためのガイドラインを策定するとともに、見直しによる改訂を行いました。</p> <p>②特別支援学級の担任ハンドブックの活用…見直しによる改訂をし活用を図るとともに、特別支援教室巡回指導教員用のハンドブックを作成しました。</p> <p>③特別支援教室の教育課程編成…小学校全20校において特別支援教室の教育課程を編成し、対象児童について「児童・生徒の特別な指導の教育課程」を策定しました。</p> |
| 取組3 | <p>交流及び共同学習の推進</p> <p>①交流及び共同学習の積極的な取組…毎年度の第1回特別支援教育推進委員会において、基本的な考え方について資料とともに周知しました。</p> <p>②特別支援教育推進委員会の充実…特別支援教育推進委員会における夏季研修のテーマを「交流及び共同学習」とし、講師による講演と情報共有の場を設定しました。</p> <p>③交流及び共同学習の啓発資料の作成…特別支援学級担任連絡会において各学級の効果的な取組について資料にまとめ情報共有を図るとともに、東京都の資料を配布し啓発しました。また、教育委員会指導主事等が市内小・中学校及び特別支援学校を視察し、効果的な取組を紹介しました。</p> |
| 取組4 | <p>教科用図書の採択</p> <p>①教科用図書の適正な使用についての調査・改善…教育課程編成のためのガイドラインにおいて、適正な使用について明文化するとともに、各特別支援学級からの報告書に基づき、ヒアリングを実施しました。</p> <p>②調布市立学校及び特別支援学級教科用図書採択要領に基づいた採択…実施要領に基づく適正な採択ができるよう、特別支援学級教員を対象にした事前の勉強会を開催しました。</p> |
| 取組5 | <p>特別支援教育における相談体制</p> <p>①保護者との合意形成による就学措置の推進…教育相談所が、就学支援委員会の答申結果を丁寧に伝えるとともに、学務課と指導室が就学先決定にあたり、保護者等との合意形成を図りました。</p> <p>②相談窓口の周知、関係機関との連携…リーフレット等を作成・配布し、相談窓口の周知に努めました。</p> <p>③スクールカウンセラー事業の改善…スクールカウンセラー連絡会や研修を通して、教育相談に係る現状や課題及び相談体制の方針を共有するとともに、教員との連携方法や専門性を学ぶ機会をつくりました。</p> |

| 【視点Ⅱ】就学前から進学・就労までを見通した支援 | |
|--------------------------|---|
| 取組 6 | <p>就学前からの支援をつなぐ就学支援シート等の活用</p> <p>①就学支援シートの有効活用…就学支援シートの提出が増加すると共に、提出があったすべての児童について、個別指導計画を作成することができました。</p> <p>②i-ファイルの改善・周知…幼保小連携推進委員会での検討・協議を踏まえて、調布市子ども発達センター主催の説明会等にて周知するとともに、特別支援学級担任連絡会において活用のための情報共有を行いました。</p> |
| 取組 7 | <p>個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成と活用</p> <p>①個別の教育支援計画及び個別指導計画の様式の改善…校長会と研究を行い、個別の教育支援計画及び個別指導計画の書式を改善しました。</p> <p>②研修会の実施…特別支援教育推進委員会や各学校において、研修会を実施しました。</p> <p>③啓発資料の作成…啓発資料を作成し、配布するとともに、児童・生徒の支援方針の立案や行動分析の視点に関わる資料を作成し、各校の研修会で周知しました。</p> |
| 取組 8 | <p>公開授業や学級説明会の開催</p> <p>①公開授業の実施…計画的に実施しました。</p> <p>②施設見学や説明会の実施…計画的に実施しました。</p> |
| 取組 9 | <p>子どもの自立に向けたキャリア教育の充実</p> <p>①小学校段階からの進路についての情報提供…特別支援教育推進委員会において、小・中学校の情報連携を実施しました。</p> <p>②進学や就労を見通した進路指導の充実…高等学校の見学や高等学校入学案内等の資料を共有しました。</p> |
| 【視点Ⅲ】教員等の指導力向上 | |
| 取組 10 | <p>調布市特別支援教育専門家チーム（巡回相談員）による巡回相談の実施</p> <p>①巡回相談員による巡回相談の実施と有効活用…各学校で活用が図られ、支援方針や個別指導計画の立案、修正及び評価に生かすことができました。</p> <p>②巡回相談員の連絡会の実施…巡回相談員のヒアリングを実施し、事業の改善を図りました。</p> |
| 取組 11 | <p>通常の学級における教員等の資質・能力の向上</p> <p>①調布市における特別支援教育の啓発リーフレットの作成、配布及び活用…啓発リーフレットを作成し、配布及び活用をしました。また、学校訪問時にユニバーサルデザインの考え方に基づいた授業の工夫に係る資料を作成及び配布し、授業改善に活用しました。</p> <p>②資料の作成及び校内での活用…児童・生徒の支援方針の立案や行動分析の視点に関わる資料を作成し、校内委員会におけるPDCAサイクルの構築が図られました。</p> <p>③多様な支援方法の工夫…学校ボランティアの活用や学生の派遣等が図られました。</p> |
| 取組 12 | <p>特別支援学級教員等の資質・能力の向上</p> <p>①専門家による相談のアセスメントを活用した指導力の向上…作業療法士、言語聴覚士、心理士等の専門家による相談体制を確立し、担任の指導力の向上を図りました。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>②特別支援教室巡回指導教員及び通級指導学級担任ハンドブックの作成・・・ハンドブックを作成しました。</p> <p>③指導教諭による模範授業への参加及びタブレット端末等を使った授業に関する研修の実施・・・参加者全員が還元研修や模範授業の授業報告を行いました。また、タブレット端末等の研修を実施しました。</p> |
| 取組 13 | <p>スクールサポーター、介助員及び特別支援教室専門員の資質・能力の向上</p> <p>①スクールサポーターの研修の充実・・・夏季研修日に課題に対応した研修を実施しました。</p> <p>②介助員の研修の充実・・・夏季研修日に課題に対応した研修を実施しました。</p> <p>③特別支援教室専門員の研修の充実・・・夏季研修日に課題に対応した研修を実施しました。</p> |
| 【視点Ⅳ】児童・生徒一人一人の能力や可能性の伸長 | |
| 取組 14 | <p>副籍制度の推進</p> <p>①副籍制度の周知・・・特別支援教育推進委員会で研修を開催し、成果と課題を整理しました。</p> <p>②交流の事例紹介・・・教育委員会担当者等が学校視察を通して、効果的な取組事例を報告しました。</p> |
| 取組 15 | <p>インクルーシブ教育システム構築モデル事業の活用</p> <p>①合理的配慮協力員の専門性の活用・・・制度終了後は、巡回相談員として、各校において指導・助言を実施しました。</p> <p>②インクルーシブ教育システムの推進・・・研究実践の成果をリーフレットにまとめ、全校で共有しました。</p> |

上記の概要から、「取組 1」「取組 2」「取組 4」「取組 6」「取組 7」「取組 11」「取組 12」「取組 15」をとりあげ、具体的な取組の状況と成果を以下に示します。

【視点Ⅰ】特別支援教育の充実を図る環境の整備

- 「取組 1 特別支援学級⁴（知的障害学級⁵・特別支援教室拠点校⁶）の計画整備」より通常の学級に在籍する、発達障害⁷等のある児童・生徒に対して、ニーズに対応した特別

4 特別支援学級

学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級。調布市では、知的障害の特別支援学級（知的障害学級）と、通級による指導を行う特別支援学級（言語障害通級指導学級、難聴通級指導学級）がある。

5 知的障害学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）」を対象に、特別に編成された学級。調布市では、平成31年3月現在で、小学校に6学級（第一小、八雲台小、富士見台小、滝坂小、多摩川小、築地小）、中学校に3学級（調布中、神代中、第三中）設置されている。

6 特別支援教室拠点校

調布市では、本推進計画から呼称を「校内通級教室拠点校」に変更している。脚注9参照。

7 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法における定義 第二条より）

発達障害情報・支援センター（厚生労働省）では、次のように発達障害の特徴を示している。「発達障害は発達のしかたに生まれつき凸凹がある障害です。人間は、時代背景、その国の文化、社会状況、家庭環境、教育など、多様な外的要因に影響を受けながら、一生かけて発達していく生物であり、発達障害をもつ人も同様です。つまり、年齢とともに成長していく部分もあり、必ずしも不変的な障害とはいいい切れないのです。もちろん個人差はありますが、『障害だから治らない』という先入観は、成長の可能性を狭めてしまいます。周囲が彼らの凸凹のある発達のしかたを理解しサポートすることにより、『障害をもちつつ適応していく』という視点をもつことは重要です。」

な教育的支援が行きわたるよう、平成27年度から市立小学校20校全校に校内通級教室⁸を設置し、小学校校内通級教室拠点校⁹4校による巡回指導を実施してきました。

その後、特別な支援を必要とする児童の急激な増加を見据え、平成30年度からは、小学校校内通級教室拠点校を4校から8校に増設しました。

また、中学校においても、平成30年度から3校に校内通級教室を設置し、中学校校内通級教室拠点校1校による巡回指導を開始しました。平成31年度からは、すべての中学校に校内通級教室を設置するとともに、校内通級教室拠点校を2校に増設し、校内通級教室による巡回指導を実施する予定です。

●「取組2 特別支援学級等の適正な教育課程¹⁰の編成」より

知的障害学級が、学校や児童・生徒の実態に応じた教育課程が編成できるよう、知的障害学級における教育課程編成のためのガイドライン（調布市立小・中学校知的障害学級教育課程編成資料）を策定し、平成30年度まで改訂をしてきました。その結果、知的障害学級において、授業時数や学校行事のあり方についての見直し及び中学校における作業学習の導入等を図ることができました。

また、校内通級教室においては、「調布市立学校における校内通級教室教育課程編成のためのガイドライン」を策定し、周知を図るとともに、校内通級教室拠点校担当連絡会や校長会主催の研修会において情報交換の機会を設けました。その結果、全ての小学校校内通級教室において、一定の水準を確保した、適正な教育課程を編成することができ、各拠点校共通の教室要覧を作成及び配布することができるようになりました。

●「取組4 教科用図書の採択」より

児童・生徒の障害の状態に対応した小・中学校の知的障害学級の教科用図書に関する採択ができるよう、小・中学校知的障害学級教科用図書調査委員会において、想定される学年の実態や、学年ごとに推薦する教科書とその理由について報告する形態にしました。その結果、児童・生徒理解に基づいた小・中学校の知的障害学級教科用図書の採択を実施することができました。

発達障害等の児童・生徒がその持てる力を十分に発揮するためには、児童・生徒の長所を伸ばす視点に立つとともに、児童・生徒の困難の軽減に向けた教育の役割が求められている。

⁸ 校内通級教室

「通級による指導」の一形態。東京都では「特別支援教室」と呼ぶ。「通級による指導」とは、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として、週1単位時間から週8単位時間まで、特別な指導を受ける制度をいう。

校内通級教室の設置により、教員が巡回指導をすることによって、これまでの通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようになった。指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている校内通級教室で指導を受けることも可能である。

⁹ 校内通級教室拠点校

校内通級教室の担当教員が在籍する学校。東京都では「特別支援教室拠点校」と呼ぶ。調布市立学校の校内通級教室拠点校は、平成31年3月現在で、小学校8校（調和小、石原小、柏野小、飛田給小、緑ヶ丘小、杉森小、深大寺小、布田小）、中学校1校（第六中）である。

¹⁰ 教育課程

法令に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画

【視点Ⅱ】就学前から進学・就労までを見通した支援

●「取組 6 就学前からの支援をつなぐ就学支援シート¹¹等の活用」より

就学前の幼稚園や保育園からの支援や、保護者や教員からの情報を集約した就学支援シートについては、平成30年度調布市内小学校に入学する全児童の約9.2%に当たる、168枚の提出がありました。

<就学支援シートの提出状況>

| | 学校に提出された 就学支援シート (人分) | 小学校1年生 児童数(人) | 割合 |
|--------|-----------------------------|------------------|------|
| 平成27年度 | 137 | 1,798 | 7.6% |
| 平成28年度 | 160 | 1,810 | 8.8% |
| 平成29年度 | 166 | 1,783 | 9.3% |
| 平成30年度 | 168 | 1,832 | 9.2% |

提出された就学支援シートについては、対象児童及び保護者との事前面談や、入学に際する指導上の配慮の確認、幼稚園や保育園との連携、個別の教育支援計画¹²や個別指導計画¹³への反映等、各学校が有効活用を図るようになりました。

●「取組 7 個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成と活用」より

児童・生徒一人一人のニーズに対応する教育が行われるよう、各学校においては、必要な児童・生徒について、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し活用しています。

調布市教育委員会は校長会と研究を行い、個別の教育支援計画及び個別指導計画の書式を改善しました。個別の教育支援計画については、指導経過や支援会議の記録を経年で残せるような書式としました。個別指導計画については、指導の目標や手立ての記入を焦点化し、指導者が把握しやすいよう改善しました。

その結果、各学校において、積極的な活用が図られています。通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の個別の教育支援計画については、平成27年度は小学校で464人、中学校で118人でしたが、平成30年度は小学校で879人、中学校で157人について作成されました。

¹¹ 就学支援シート

児童の小学校の生活がスムーズにスタートできるよう、入学前に保護者が中心となって学校に知っておいてほしいことなどを記入し、小学校に伝えるためのシート。

¹² 個別の教育支援計画

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツール。

¹³ 個別指導計画

個別の教育支援計画に示された学校での支援を具体化した指導計画。児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・手だてを設定し作成する。

個別指導計画については、平成27年度は小学校で605人、中学校で109人でしたが、平成30年度は小学校で851人、中学校で169人について作成されました。

いずれも、平成27年度の調査より増加しており、各学校での積極的な活用が進んでいます。

【視点Ⅲ】教員等の指導力向上

●「取組11 通常の学級における教員等の資質・能力の向上」より

特別支援教育コーディネーター¹⁴が中心となって校内委員会¹⁵を運営し、児童・生徒の学習上又は生活上の困難の原因・背景に基づいた支援方針を決定し、組織的な支援を行うことができるよう、教育委員会は啓発資料を作成し、配布しました。多くの学校が、校内委員会で確認した支援方針を学年会で報告したり、資料を作成して教職員で共有したりする等、校内委員会を踏まえたPDCAサイクルが構築されつつあります。また、各学校における校内委員会の年間実施回数が、小学校で平均11.8回、中学校で平均26.2回となり、実施回数が増加し、校内委員会の活用が促進される状況にあります。

<校内委員会の年間開催回数（平均）>

| | 平成27年度 | | 平成30年度 |
|-----|--------|---|--------|
| 小学校 | 10.0回 | ➔ | 11.8回 |
| 中学校 | 24.2回 | | 26.2回 |

●「取組12 特別支援学級等の資質・能力の向上」より

知的障害学級や校内通級教室の教員には、特別支援教育に係る深い専門性を有することが求められます。知的障害学級の教員については、調布市教育委員会は「知的障害学級担任ハンドブック」を改訂し、各学校でOJT¹⁶の推進を図るとともに、模擬授業¹⁷を中心とした研修を実施し、指導力向上を図ることができました。

校内通級教室の教員については、一人一人の児童・生徒の学習及び生活上の困難とその背景を捉え、困難の改善及び克服のための教育課程を編成することが求められることから、調布市教育委員会は、校内通級教室における教育課程編成ガイドラインを策定及

¹⁴ 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。各校の校長から指名される。

¹⁵ 校内委員会

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。

¹⁶ OJT

On the Job Training の略で、学校内における人材育成の取組の1つとして、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていくことをいう。

¹⁷ 模擬授業

授業力向上のための研修の一形態。教員が児童・生徒役となって、授業者が模擬的に授業を行い、その後の協議を実施することで、授業者の授業改善だけでなく、児童・生徒の視点に立った授業づくりへの理解が深まることが期待できる。

び改訂し、すべての校内通級教室の教員の指導力の向上を図っています。

また、平成30年度から、初めて校内通級教室の担当となった教員を対象にした研修を計画的に実施し、専門性の向上に努めています。

【視点Ⅳ】児童・生徒一人一人の能力や可能性の伸長

●「取組15 インクルーシブ教育システム構築モデル事業¹⁸の活用」より

平成25年度から平成28年度にかけて、文部科学省研究委託事業として取り組んだ調和小学校におけるインクルーシブ教育システム構築モデル事業の内容を各学校が共有し、各学校が一人一人の児童・生徒のニーズに応じた支援ができるよう校内委員会の機能を高め、誰もが分かる授業の実践・検証を行っています。

平成28・29年度には、八雲台小学校が調布市教育委員会研究推進校として、「どの子にも分かりやすい授業づくり」を研究テーマにし、ユニバーサルデザインの考えに基づいた授業¹⁹の実践を検証しました。調布市教育委員会は、各学校に対して、研究の成果の共有を図っています。

(2) 今後の課題

これまでの取組により、調布市の特別支援教育は確実に充実が図られてきましたが、校内通級教室の対象となる児童・生徒の増加に対応した教員の指導体制の確立や、就学支援シートの活用、学校と本人及び保護者等と連携した個別の教育支援計画並びに個別指導計画の作成と活用等、特別支援教育の充実を図る環境の整備や就学前から円滑な学校生活を見通した支援については、今後更に進めていく必要があります。

また、特別支援教育コーディネーター、校内通級教室の教員、知的障害学級の教員等を対象にした研修の充実や、校内委員会の質的向上等、教員等の指導力向上や児童・生徒一人一人の能力や可能性の伸長に係る取組についても、今後継続して取り組むことが重要です。

¹⁸ インクルーシブ教育システム構築モデル事業

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及することを目的とした、文部科学省の事業。

¹⁹ ユニバーサルデザインの考えに基づいた授業

児童・生徒のニーズに対応した指導をすることで、他の多くの児童・生徒たちのニーズにも対応する授業。「ユニバーサルデザインの考え方」とは「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」という。

2 国, 東京都の動向とこれらを踏まえた計画の必要性

(1) 国, 東京都の動向

① 国の動向

平成18年6月 学校教育法改正

児童・生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進すること等が示されました。

平成19年4月 「特別支援教育の推進について」(通知)

この通知で、文部科学省は特別支援教育を次のように示しました。

○特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

○特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」の署名

障害者の権利に関する条約とは、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、平成18年12月に国連総会において採択された、国際人権法に基づく人権条約です。日本は、平成19年9月に署名しました。

条約は、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、すべての障害者の人権及び基本的自由を完全に実現することを約束するものであり、「インクルーシブ教育システム²⁰」と「合理的配慮²¹」の理念が提唱されました。

国は「障害者の権利に関する条約」を批准するために、法律の改正作業に取り組むこととなりました。

²⁰ インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

²¹ 合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

平成23年8月 障害者基本法改正

障害者権利条約の批准に向けた国内整備の柱として条約の理念を踏まえた改正が行われました。第16条（教育）の条文には、インクルーシブ教育システム構築に向けての「基礎的環境整備²²」と「合理的配慮」についての内容と、国及び地方公共団体の責務が示されました。

平成25年8月 学校教育法施行令の一部を改正する政令

就学相談²³や就学先の決定に関しては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市区町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とすることになりました。

平成25年6月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定

障害者権利条約の締結に向けた国内の法整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

この法律によって、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務についての規定が定められ、行政機関等である公立学校において、法的義務となりました。

平成26年1月 障害者の権利に関する条約の批准

国内の法整備が整ったことを踏まえ、日本は条約に批准しました。

平成29年3月 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備のガイドライン

文部科学省から、これまでの間に培ってきた発達障害を含む障害のある児童等に対する教育支援体制の整備状況を踏まえ、平成16年のガイドラインを見直し、改めて教育支援体制整備のガイドラインが提示されました。

²² 基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となる環境整備のこと。これらの環境整備を基に、設置者又は学校が各校において、障害のある児童・生徒に対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供する。

²³ 就学相談

障害のある児童・生徒一人一人にもっともふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う相談。

平成29年4月～ 新学習指導要領²⁴ 告示

新学習指導要領では、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた改訂が行われ、すべての学校において特別支援教育の推進が図ることが示されました。

総則及び各教科には、それぞれ次のように示されました。

【総則】 障害のある児童などについては…（中略）…、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【各教科】 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

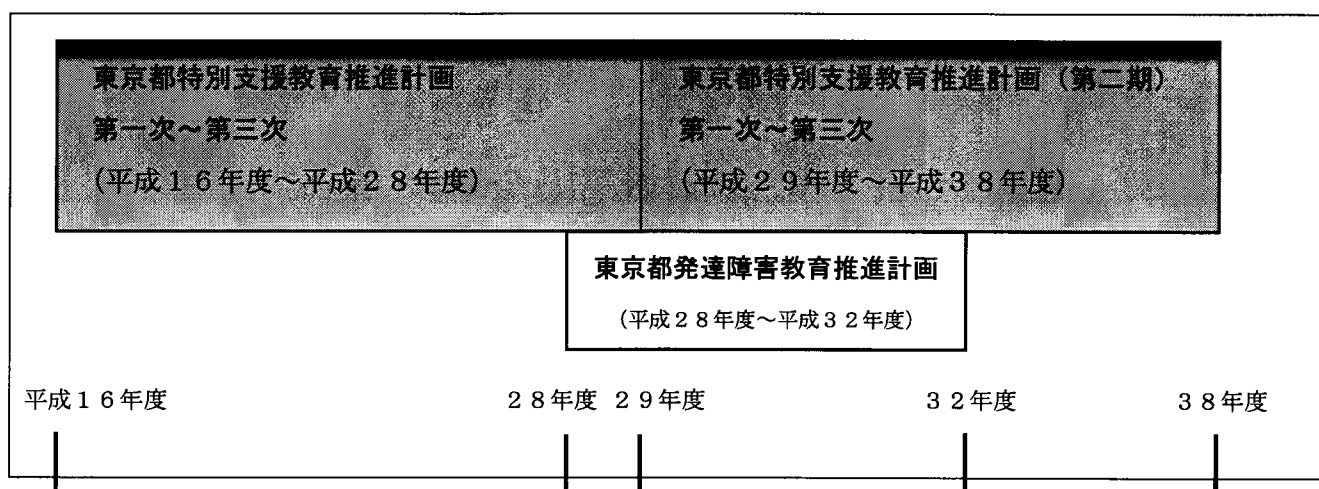
学校は、児童・生徒一人一人の障害の状態や、学習活動を行う場合に生じる困難を把握し、指導上の配慮等を推進すべきことが示されました。

② 東京都の動向

平成16年11月～東京都特別支援教育推進計画

平成29年11月～東京都特別支援教育推進計画（第二期）

東京都では平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定し、東京都全体の特別支援教育の推進・充実を図ってきました。東京都特別支援推進計画は、平成28年度に終了した第一次から第三次までの「実施計画」と平成29年11月に策定され計画を実施している第二期と呼ばれる「長期計画」の2つに分かれます。



²⁴ 新学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めた、各学校で教育課程を編成する際の基準。これまで、ほぼ10年毎に改訂しており、平成29年4月に、新学習指導要領が告知され、移行期間を経て、平成32年度から小学校で、平成33年度から中学校で全面实施となる。

東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方は、「共生社会²⁵の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することとしました。

また、第二期の計画のポイントとして次の3点を示しました。

①共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実

すべての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見つけ、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

②未来の東京を見据えた特別支援教育の推進

防災教育やスポーツ・芸術など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

③特別支援教育を支える基盤の強化

教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

さらに、平成29年度から平成32年度までの4年間に、以下の4つの方向性に沿って進めていくことを示しました。

施策の方向性

- I 特別支援学校における特別支援教育の充実
- II 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実
- III 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- IV 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

IIの「小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」に向けては、次に示すような取組を具体的に進めていくべきであるとししました。

- 1 小・中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究を基にした教育課程編成やカリキュラムづくりをしていく。
- 2 都立高校等における学校及び生徒の実態等に応じ、社会性の向上を目的とした教科・科目を研究・開発をしていく。
- 3 通常の学級におけるユニバーサルデザインの考え方に基づく分かりやすい授業、過ごしやすい教室、活動しやすい学級風土づくりをしていく。

²⁵ 共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。

平成28年2月 東京都発達障害教育推進計画

全ての公立学校における発達障害に関する施策を展開することを示した推進計画であり、次の2つを基本理念としています。

- 1 発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと
- 2 発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡大すること

小・中学校における取組では、特別支援教室の設置促進や教員の専門性向上に係る施策が示されました。